福祉・健康

高齢者の福祉

長寿福祉課	☎443-2062

各行政サービスセンター地域福祉係

大沢野 ☎467-5811　大山 ☎483-1214
八尾 ☎455-2461　婦中 ☎465-2114

■快適・安心な在宅生活のために

●自立生活の支援

○自立支援サービス

対象：介護保険における要介護認定で「自立」と認定された方、または60歳以上65歳未満で何らかの障害があり自立した生活のために何らかの援助が必要な方。

内容：
- **自立支援介護予防訪問介護**
  調理、衣類の洗濯・補修、掃除、買物、関係機関などとの連絡、その他必要なサービスを提供します。（週2回、約1時間）
  【対象者】60歳以上65歳未満で何らかの障害がある方
- **自立支援介護予防通所介護**
  デイサービスセンターなどでの入浴や食事、機能訓練などのサービスを提供します。
  【対象者】60歳以上65歳未満で何らかの障害がある方
- **自立支援介護予防通所リハビリテーション**
  介護老人保健施設等において、食事、入浴、機能訓練等のサービスを提供します。
  【対象者】60歳以上で何らかの障害がある方

○軽度生活援助

対象：概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者等で市町村民税非課税世帯の方。

内容：生活支援のため、ホームヘルプサービスの対象とならない軽易な日常生活上の援助サービスを行います。

○「食」の自立支援

対象：概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者等。

内容：訪問面接を行った上で栄養のバランスの取れた食事を調理し、昼食・夕食を提供するとともに、安否確認も行い、自立と生活の質の確保を図ります。

○おでかけタクシー券

対象：在宅の要介護1以上の高齢者等で世帯全員の前年所得の合計額が1,000万円未満の方。

内容：1冊5,000円分のタクシー利用ができる「おでかけタクシー券」を3,500円で発行します。利用時には、おでかけタクシー券利用者証（500円で発行。年度内有効）が必要です。

○移送サービス

対象：概ね65歳以上の在宅の要介護度1以上、または身体障害者手帳1級・2級・療育手帳Aの交付を受けた方で、日常的に車椅子を利用している高齢者、または山間地などで公共の交通機関などを利用することが困難な概ね65歳以上の高齢者世帯。

内容：車による送迎を行います。

利用料金：60分以内600円。
超過の場合30分ごとに300円加算。
（ただし有料駐車代などは利用者負担）

利用回数：週に2往復まで。

利用時間：月曜～土曜　9：00～16：30まで。
※年末年始（12/29～1/3）・祝日を除く

○成年後見制度の利用

認知症等により、成年後見制度の利用が必要であるが、配偶者または2親等内の親族がいない、親族がいても疎遠であるなどの理由により、成年後見制度を利用するための申立てができない場合、本人に代わって市長が申立てを行います。また、低所得等の理由で制度の利用が困難な方に、申立て費用や後見人等への報酬などの必要な費用を助成します。

（擁護支援係　☎443-2044）

●日常生活用品などの支給・貸与

○日常生活用具の給付

対象：概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者等で市町村民税非課税世帯の方。

内容：自動消火器、火災警報器、電磁調理器を給付します。なお、機器の価格の1割は利用者負担となります。

○エアコン購入費等の助成

対象：65歳以上の高齢者のみの世帯で、故障を含め自宅に使用できるエアコンが1台もない市町村民税非課税世帯の方。

※介護保険については、P52～53をご覧ください。

内容：エアコンの購入設置にかかる費用を5万円を上限に助成します。事前に申請が必要です。
申請期間：4月1日～9月30日

○緊急通報装置の貸与
対象：概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯で市町村民税非課税世帯の方。
内容：緊急通報装置を貸与します。月400円程度の利用者負担があります。

○おむつの支給
対象：在宅で常時おむつが必要な要介護度2以上の方、2歳以上の身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aの交付を受けた方で、世帯全員の前年所得の合計額が1,000万円未満の方。
内容：ねたきりの高齢者などの介護者の労苦の軽減を図るためにおむつ券を支給します。

○補聴器購入費の助成
対象：65歳以上の高齢者で、両耳の聴力レベルが中等度難聴（40～70dB未満等）で医師が補聴器の装用を必要と認めた方等（所得要件なし）
内容：補聴器本体の購入費用2分の1（上限額3万円）を助成します。事前に申請が必要です。

●その他の福祉サービス

○寝具の洗濯乾燥消毒
対象：65歳以上の在宅のねたきりの高齢者、ひとり暮らしの高齢者。
内容：使用される寝具類の乾燥・消毒または丸洗い乾燥・消毒を年2回実施しています。1回300円～500円程度の負担があります。

○高齢福祉推進員
対象：ひとり暮らしの高齢者。
内容：高齢者が安心して生活できるよう、地域ぐるみの支援体制により、孤独感の解消と不慮の事故防止に努めます。

○長寿のお祝い
対象：満100歳の誕生日を迎えた方。
内容：長寿を祝い、祝状と祝い金を贈呈します。

○障害者控除対象者認定
身体障害者手帳などをお持ちでない65歳以上の身体障害者、知的障害者などに準ずる状態にあると認められる方に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。
認定書を所得税や市県民税の申告の際に提示することで、障害者（特別障害者）控除が受けられます。

○訪問指導
対象：健康診査後の所見がある方や虚弱者の方。
内容：保健師・看護師・栄養士などが訪問し、疾病の重症化防止のための助言、指導を行います。
（保健所地域健康課　☎428-1153）

●家族介護の支援

○介護手当
対象：ねたきりや認知症の高齢者などを在宅で常時介護している家族の方で、世帯全員の前年所得の合計額が1,000万円未満の方。
内容：介護者の労苦の軽減を図るために介護手当を支給します。

○ミドルステイ
対象：中期にわたり居宅での介護が困難となった要支援・要介護高齢者等。
内容：在宅生活を続ける中で、やむを得ない事由で、介護保険などの利用限度日数を超えた短期入所生活介護が必要な場合に、施設などへ一時的に入所できます。（最長3カ月）

○徘徊高齢者探索サービス
対象：在宅で徘徊行動のある概ね65歳以上の認知症の高齢者を介護する親族。
内容：位置情報端末機を貸与します。基本料金、現場急行料金、位置情報料などは自己負担となります。
（擁護支援係　☎443-2044）

○富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル
対象：徘徊のおそれのある認知症高齢者。事前登録が必要です。
内容：徘徊に気づいた方が専用のダイヤルに連絡すると、看護師・介護福祉士などのスタッフがその連絡を受け付け、タクシー会社などの協力団体へ情報をメールで配信し、可能な範囲で捜索に協力します。（無料）
（擁護支援係　☎443-2044）

○認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険
対象：富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤルの登録者
内容：認知症の方が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備え、認知症の方を被保険者とする個人賠償責任保険に、市が保険者として加入します。（無料）
（擁護支援係　☎443-2044）

○認知症高齢者見守りシール
対象：富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤルの登録者
内容：認知症で見守りが必要な方に、あらかじめ登録した情報を照会できる2次元コードシールを配布します。そのシールを本人の衣服や持ち物に貼っておくことで、本人が行方不明になった際、発見者がスマートフォン等で2次元コードを読み取ると、インターネット上の掲示板でご家族とやりとりができ、早期の保護につなげるものです。
（擁護支援係　☎443-2044）

○ねたきり防止等住宅整備費の助成

対象：65歳以上の在宅の高齢者または同居の親族で市町村民税非課税世帯の方。

内容：既存の住宅に手すりの設置、段差の解消など高齢者向けの住宅改善に必要な経費の3分の2の額（補助限度額50万円）を補助します。着工前に申請が必要です。

○ひとり暮らし高齢者等への除雪支援

対象：在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、ひとり暮らし重度障害者世帯で、市町村民税非課税世帯の方。ただし、次のいずれかに該当する世帯は対象外。

①生活保護世帯

②扶養義務者が市内に居住するなど、支援が受けられると認められる世帯

内容：積雪が概ね1メートルを超えた地域の屋根雪下ろしに係る経費について助成します。

除雪に要した経費の10分の9の額（助成限度額11,500円）。年2回が限度。

■在宅での生活ができなくなったとき

●養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者で、環境上および経済上の理由により居宅で養護を受けることが困難な場合に入所できます。

富山市立慈光園	西番	492-9911

＊お問い合わせは長寿福祉課へ

●軽費老人ホーム（A型）

60歳以上で家庭環境・住宅事情などにより、家族との同居が困難な方が利用できます。

九重荘	流杉	423-7880

＊お問い合わせは直接施設へ

●ケアハウス

60歳以上で独立して生活することに不安のある高齢者が、自立して生活できるよう工夫された施設です。

ケアハウスとやま	小西	452-5252
ケアハウス城南	今泉西部町	494-8686
ケアハウス三寿荘	大泉町二丁目	420-4133
ケアハウスゆりかごの里	豊城町	426-1294
ケアハウスめぐみ	丸の内三丁目	425-0886
そよかぜの郷	稲代	468-4111
ケアハウス婦中苑	婦中町羽根	469-1616
ひかりの花苑	上袋	493-2552

＊お問い合わせは直接施設へ

■生きがいと仲間づくり

長寿福祉課	☎443-2061
各行政サービスセンター地域福祉係	

●高齢者ふれあい入浴

70歳以上の方を対象に、市内の公衆浴場等で利用できる助成券があります。詳しくはお問い合わせください。

●シニアライフ講座

60歳以上の方を対象に、七宝焼・生花・民謡・ウォーターウォークなどの教室を公民館などで開催します。申し込みは1月下旬です。

●高齢者農園

60歳以上の方に、3坪程度の農地を貸し出します。期間は2年間で、申し込みは2月下旬です。

●老人福祉センター・老人憩いの家

健康の増進・レクリエーションなどにお気軽にご利用ください。（入館料：100円）

海岸通老人福祉センター	海岸通	438-5759
南老人福祉センター	今泉	425-1715
大沢野老人福祉センター	春日	467-1628
大山老人福祉センター	花崎	483-3262
婦中社会福祉センター	婦中町上轡田	466-2161
東老人憩いの家	荒川四丁目	492-1919

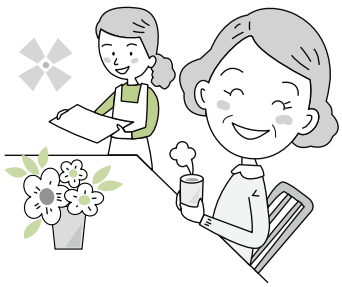
●長寿会（老人クラブ）

多数の会員の方々が健康づくりや社会奉仕などの活動を実践しています。長寿会（老人クラブ）への入会は、地元長寿会役員までご相談ください。

●シルバー人材センター（五福　☎444-5535）

シルバー人材センターでは、会員登録している高齢者に仕事を紹介しています。また、依頼に応じてシルバー人材センターの会員が、これらの仕事をお引受けします。

※お墓の清掃、家事手伝い、洗濯、掃除、買い物、病院付き添い、襖・障子の張り替え、除草、家屋修理、塗装、宛名書き、その他高齢者向きの仕事。



■地域包括支援センター

保健師または地域保健などの経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、介護予防、認知症のケア、成年後見制度、高齢者虐待に関する相談などの高齢者の総合的な相談に応じるとともに、退院・退所後に在宅で生活できるように連絡調整などの支援を行います。高齢者のみなさんが、いつまでも元気で豊かな在宅生活を送ることができるよう支援します。

長寿福祉課	☎443-2150
各行政サービスセンター地域福祉係	

●認知症高齢者見守りネットワーク

認知症になっても、安心して住みなれた地域で暮らせるよう、認知症についての相談に応じるとともに、徘徊による事故等を防ぐため、地域の団体や警察、消防等の関係機関、民間企業等と協力し、早期発見・早期対応のためのネットワークづくりを行っています。

●地域包括支援センター

地域包括支援センター名	所在地	電話番号	担当地区	業務内容
水橋北	水橋辻ヶ堂535	478-0311	水橋中部・水橋西部	・総合相談 ・介護予防教室の開催 ・地域ケア体制の推進 ・介護予防地域説明会 ・高齢者虐待に関すること ・成年後見制度の相談 ・在宅復帰の支援 ・認知症ケアに関する相談
水橋南	水橋新堀1	479-2299	水橋東部・三郷・上条	
大広田・浜黒崎	横越180	437-8022	大広田・浜黒崎	
岩瀬・萩浦	高畠町一丁目10-17	438-8483	岩瀬・萩浦	
和合	布目1966-1	435-0524	四方・草島・倉垣	
針原	小西170	451-1200	針原	
新庄	向新庄町四丁目14-48	451-8014	新庄・新庄北	
豊田	豊田町一丁目1-8	433-7870	豊田	
広田	飯野1-1	411-0231	広田	
奥田北	下新北町6-45	433-8808	奥田北	
奥田	永楽町41-22	432-5762	奥田	
百塚	石坂新830-1	433-8266	桜谷・八幡・長岡	
呉羽	吉作1725	436-2117	呉羽・寒江・古沢・老田・池多	
神明・五福	鵜島字川原1907-1	433-8857	神明・五福	
愛宕・安野屋	牛島本町二丁目1-58	433-2405	愛宕・安野屋	
まちなか	西田地方町二丁目10-11	461-8151	総曲輪・西田地方・星井町・五番町・八人町	
柳町・清水町	清水町二丁目6-23	492-6611	柳町・清水町	
東部・山室	長江五丁目4-33	494-1220	東部・山室	
藤ノ木・山室中部	大島三丁目177	492-3146	藤ノ木・山室中部	
堀川・光陽	今泉西部町1-3	493-9111	堀川・光陽	
蜷川	蜷川89	429-6602	蜷川	
堀川南	本郷町262-14	411-7373	堀川南	
太田	石屋237	422-3283	太田	
月岡	上千俵町98-1	429-7151	月岡	
新保・熊野	栗山字沢下割900	429-6676	新保・熊野	
大沢野・細入	下夕林237	467-3590	大沢野・小羽・下夕・細入	
大久保・船峅	下大久保1530-1	468-8180	大久保・船峅	
大山	花崎80	483-4188	大庄・福沢・上滝・大山	
八尾北・山田	八尾町福島四丁目71	454-6066	保内・杉原・山田	
八尾南	八尾町西新町4005-1	454-5506	八尾・黒瀬谷・卯花・野積・室牧・仁歩・大長谷	
婦中東	婦中町下轡田90-1	466-0620	速星・鵜坂・婦中熊野・宮川	
婦中西	婦中町羽根1092-2	469-1050	朝日・古里・神保・音川	

心身に障害のある方の福祉

障害福祉課	☎443-2056

各行政サービスセンター地域福祉係

大沢野 ☎467-5811　大山 ☎483-1214
八尾 ☎455-2461　婦中 ☎465-2114

■快適・安心な在宅生活のために

心身に障害のある方の相談に応じて支援を行っています。

●身体障害者手帳・療育手帳の交付

種類	申請に必要なもの
身体障害者手帳	①身体障害者手帳交付申請書 ②身体障害者診断書（指定医師） ③上半身脱帽の写真1枚（縦4cm、横3cm） ※①②の用紙は障害福祉課にあります。
療育（知的障害者）手帳	①療育手帳交付申請書 ②上半身脱帽の写真1枚（縦4cm、横3cm） ※①の用紙は障害福祉課にあります。 18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は富山県障害者相談センターで判定します。 ③マイナンバーカード

●精神障害者保健福祉手帳の交付

保健所保健予防課	☎428-1152

各保健福祉センター

申請方法	申請に必要なもの
診断書による申請	①精神障害者保健福祉手帳申請書（診断書欄記入要） ②上半身脱帽の写真1枚（縦4cm、横3cm） ③個人番号を確認できる書類
年金証書による申請（精神障害による障害年金受給者）	①精神障害者保健福祉手帳申請書（診断書欄記入不要） ②障害年金の年金証書（写） ③直近の年金振込通知書（写）　どちらかで可 ④年金支給機関への照会同意書 ⑤上半身脱帽の写真1枚（縦4cm、横3cm） ※①④の用紙は保健所保健予防課、各保健福祉センターにあります。 ⑥個人番号を確認できる書類

※更新・再開の場合は所持している精神障害者保健福祉手帳の写しをお持ちください。

●自立生活の支援

障害福祉課	☎443-2056

各行政サービスセンター地域福祉係

○福祉タクシーの利用

対象：視覚障害・体幹機能障害・下肢機能障害・内部障害の程度が1級・2級の身体障害者手帳、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方で、世帯全員の前年度所得の合計額が1,000万円未満の方。

内容：年額15,600円のタクシー利用券、または年額6,000円のガソリン給油券を交付します。

○身体障害者補助犬の助成

対象：視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由で1級・2級の方（18歳以上）

内容：身体障害者補助犬の貸与に係る費用の一部を助成しています。貸与についてはご相談ください。

○自動車操作訓練費の助成

対象：身体障害者手帳の交付をうけ、指定自動車教習所を卒業し自動車運転免許証を取得された方。ただし、本人及び世帯全員が市民税非課税の場合に限る。

内容：免許取得費用の3分の2の助成（助成限度額は10万円）。免許取得後6ヶ月以内に申請が必要。

○自動車改造費の助成

対象：肢体不自由で1級・2級の方。
前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得限度内の世帯。

内容：使用する自動車を、障害に応じ使用しやすいように改造する場合の費用の一部を助成します。助成限度額は10万円です。

○補装具費の支給

対象：身体に障害のある方、難病患者の方。

内容：日常生活や職業活動をしやすくするために補装具費を支給します。原則1割の自己負担となります。世帯の所得水準に応じて月あたりの負担額に上限があります。

○日常生活用具の給付

対象：在宅で心身に障害のある方、難病患者の方。

内容：日常生活用具の給付を行っています。原則1割の自己負担となります。世帯の所得水準に応じて月あたりの負担額に上限があります。

○福祉電話の設置

対象：視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害のいずれかで1・2級の方（18歳以上）のみで構成され、電話を保有していない市町村民税非課税世帯。

内容：福祉電話を設置します。基本料金は市が負担しますが、月々の通話料は利用者の負担となります。

〇緊急通報装置の貸与

対象：視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害のいずれかで1・2級の方（18歳以上）のひとり暮らしの身体障害者の方で、市町村民税非課税世帯の方。

内容：緊急通報装置を貸与します。月400円程度の利用者負担があります。

〇寝具の洗濯乾燥消毒

対象：65歳未満の身体障害者1級・2級でねたきり、または同等な状態の方。

内容：寝具類の乾燥・消毒または丸洗い乾燥・消毒を年2回実施しています。
1回300円～500円程度の負担があります。

〇車いす対応車両購入費の助成

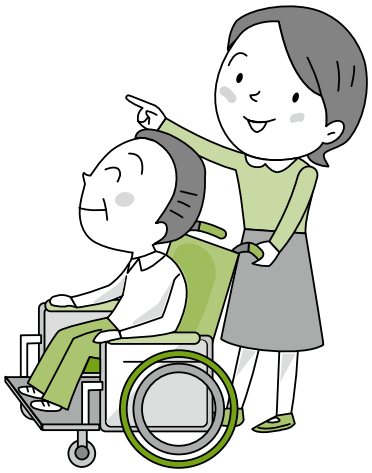
対象：身体障害者手帳を持つ方で、補装具の支給、または従前の補装具給付により車いすを利用されている方。ただし、本人及び世帯全員が市民税非課税の場合に限る。

内容：車いす対応車両購入の際、費用の一部を助成します。車いすで乗降し、車いすのまま運転できる仕様のものに10万円、その他の車いす対応車両などは要する経費の2分の1（上限10万円）まで助成します。

〇住宅改善費の助成

対象：肢体不自由または視覚障害で1級・2級の方。ただし、本人及び世帯全員が所得税非課税の場合に限ります。

内容：既存の住宅を改善される場合に必要な経費の一部を助成します。新築・増築は対象外です。



〇福祉バスの運行

障害のある方の研修や社会活動の促進のため運行しています。燃料費は利用者負担です。

（富山市社会福祉協議会　422-3400）

〇在宅障害者支援事業

手話講座、音訳講座、点訳講座を開催しています。

（富山市社会福祉協議会　422-3400）

〇高齢者移送サービス事業

おおむね65歳以上の在宅で介護保険被保険者証の要介護1以上または、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けた方のうち、日常的に車いすを利用している方、または、中山間地にお住まいの高齢者世帯で公共の交通機関等を利用することが困難な方が利用できます。片道600円（60分以内）、利用回数は片道1回として週4回までです。

（富山市社会福祉協議会　422-6662）

〇日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある高齢者や障害のある方々が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いをする「日常的金銭管理サービス」、預金通帳や印鑑などの大切な書類のお預かりをする「書類等預かりサービス」を行っています。

（富山市社会福祉協議会　422-5135）

〇成年後見制度の相談

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための「成年後見制度」についての相談を受け付けています。

（富山市社会福祉協議会　422-3414）

■社会参加のために

●障害者農園

在宅の障害者の方に自然に親しみ、健康で明るい生活を送ってもらうことを目的に、海岸通地内の農園を無料でお貸しします。（貸付期間は2年間）

■在宅での生活ができなくなったとき

障害福祉課	443-2207
各行政サービスセンター地域福祉係	

●施設へ入所するときは

特別な医学的治療、生活訓練を必要とする心身障害者や居宅で自立の困難な障害者(児)の方は、支給決定を受けることで、施設に入所しながら職業・生活訓練を受けることができます。

※18歳未満の方は、児童相談所が窓口となります。(423-4000)

●グループホーム

障害者がグループホーム(共同生活を営む障害者に対し、生活援助体制を備えた形態)に入居し、世話人の援助を受けながら自立を目指します。



■医療費助成

障害福祉課	443-2102
各行政サービスセンター地域福祉係	

●心身障害者への医療費助成

病気やケガなどの受診等で医療機関に支払う医療費(保険診療内の自己負担分)の全部または一部を助成します。ただし、障害者の属する世帯全員の合計所得額が1,000万円未満の方に限られています。

種類	主な対象者	申請に必要なもの
重度心身障害者医療費助成	65歳未満で次に該当する方 ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級	・左記のうち該当する手帳 ・健康保険資格情報を確認できるもの
老人医療費助成	65歳以上で次に該当する方 ①身体障害者手帳1級～3級、4級の一部 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級 ④障害年金1級、2級 ⑤身体障害者手帳4級(①の4級を除く)～6級 ⑥療育手帳B ⑦3カ月以上の寝たきり(市長が認めた方) ※65歳～74歳で①～④に該当する場合、後期高齢者医療制度への加入が要件	・身体障害者手帳など障害の状態を証明するもの ・健康保険資格情報を確認できるもの

●精神障害者への医療費助成

○通院

保健所保健予防課	428-1152
各保健福祉センター	

自立支援医療(精神通院医療)の申請により、精神疾患の継続的な通院医療に要する費用が原則1割負担(申請時に指定した医療機関や薬局等でのみ有効)となります。また所得状況により各月の負担上限額が定められます。

○入院

障害福祉課	443-2102

入院期間が継続して2年を超える精神障害者の家族等に対し、月額3,800円を限度として医療費を助成します。(入院形態により制限があります)

●自立支援医療費(更生医療・育成医療)

更生医療(18歳以上)	障害福祉課 443-2102
育成医療(18歳未満)	保健所保健予防課 428-1152

身体障害者手帳に記載してある障害に関する手術、その他医療によって、その障害の除去や軽減ができる見込みのある方等を対象としたその医療が、原則1割負担となります。また、世帯の所得水準に応じて1カ月あたりの負担額に上限もあります。

■福祉金・手当

障害福祉課	443-2056
各行政サービスセンター地域福祉係	

対象となる方に、福祉金・手当を支給します。

種類	支給の対象となる方
心身障害者（児）福祉金	在宅で、身体障害者（児）手帳1級～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている方 ※所得制限あり
重度心身障害者介護手当	6歳以上60歳未満の在宅の身体障害者手帳1級・2級、および在宅で6歳以上の療育手帳Aの交付を受けている方を常時介護している介護者 （常時介護を必要とする状態が6カ月以上経過した場合） ※世帯全員の合計所得額が1,000万円未満の世帯に限る
特別障害者手当	精神（知的障害を含む）または身体の著しく重度の障害により、常時特別な介護を要する重度障害者（20歳以上） 施設入所や病院に3カ月以上入院している場合は対象となりません ※所得制限あり
障害児福祉手当	常時介護が必要な重度障害児（20歳未満） 施設入所している場合は、対象となりません ※所得制限あり
特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を監護する父または母、もしくはその養育者 ※所得制限あり 詳しくは、こども福祉課（443-2249）にお問い合わせください
心身障害者扶養共済制度	障害者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または重度障害者となった場合の、その障害者 加入資格：療育手帳、身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている障害者、精神や身体に永続的な障害のある方で前項に準ずる方の保護者で、生命保険に加入できる健康状態にある65歳未満の方

■障害者の相談支援

在宅の障害者やその家族の方々に対し、福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、介護相談などを行い、障害者の自立と社会参加を支援します。

事業所名	電話番号	FAX番号
あすなろセンター（野口南部）	427-1115	436-3515
自立生活支援センター富山（新川原町）	444-3753	407-5557
富山市恵光学園（石坂新）	431-5828	431-5833
ゆくる（婦中町中名）	466-2285	465-1219
ゆりの木の里（五福）	433-4500	433-4527
和敬会生活支援センター（北代）	434-8100	434-8150

■障害者福祉プラザ

蜷川15　☎428-0113　FAX428-0114

●障害者福祉センター

ご利用は電話またはFAXで直接施設へお申し込みください。

対象者	市内在住の障害者など
訓練・教室	・スイミングキッズ　・貯っトレ　・ヌードリング ・水中ウォーキング　・ボッチャ　・ヨガ　・お花 ・お茶　・音楽療法　・パソコン　・料理
相談	・福祉サービスの利用援助 ・障害種別に応じた相談支援事業所の紹介など
一般開放	・介護実習室　・多機能室　・軽運動室 ・料理実習室　・教養室 ・温水訓練施設　・多目的ホール
開館時間	9:00～21:00（日曜・祝日・月曜日および8月13日～16日は17：00まで。なお、温水訓練施設は17：00まで）
休館日	12月29日～1月3日

●身体障害者デイサービスセンター

（地域活動支援センターⅡ型事業）

利用内容	18歳以上65歳未満の身体に障害のある方に入浴、食事などと共に、レクリエーションや余暇活動を行う
開館時間	9:00～17:00
休館日	毎週日曜・月曜、祝日および12月29日～1月3日

●地域活動支援センターⅢ型事業

アミティ工房　蜷川15　☎428-0380

ガラス工芸共同作業所　蜷川15　☎428-9511

目　的	市内在住の障害のある方が通所し、社会参加と自立を促進することを目的とした施設
対象者	市内在住の義務教育を過ぎた障害者で、身の周りのことが自分でできる方
作業時間	月曜～金曜　9:00～16:00

●富山市基幹相談支援室

蜷川15　☎482-5065　FAX482-5066

地域の相談支援事業者等への支援および各種関係機関による地域のネットワーク構築等の中核業務を行います。

開所時間	9:00～17:00
休所日	毎週日曜・月曜、祝日および12月29日～1月3日

■障害者総合支援法による障害福祉サービス

障害者総合支援法によるサービスは下記の表のメニューがあります。市民税課税世帯の場合、1割の自己負担があります。
ただし、課税状況に応じて月あたりの負担額に上限があります。

障害福祉課 こども健康課	☎443-2207 ☎443-2279
各行政サービスセンター地域福祉係	

介護給付	
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障害者であって行動障害を有するもので常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う
行動援護	知的・精神障害により行動するときに常時介護を要する方に、危険回避のため必要な支援、外出支援を行う
重度障害者包括支援	介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等を複数のサービスを包括的に行う
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気等の場合に、短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴、排泄、食事の介護等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う
生活介護	常に介護を必要とする方に昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行う
訓練等給付	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行う
就労継続支援	一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を行う
就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、利用者のニーズに応じて、入浴、排泄、食事の介護等を行う
地域生活支援事業	
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援を行う
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設
日中一時支援事業	在宅で障害児・者を介護する方が、冠婚葬祭・通院等の理由で日中一時的に介護ができなくなったとき、施設等において日帰りで支援を行う
訪問入浴サービス事業	自宅に入浴車を派遣して、入浴サービスを行う
相談支援事業	障害のある方の介護者や保護者からの相談に応じ、必要な情報を提供
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能などの障害のため、コミュニケーションを図ることが困難な方に手話通訳や要約筆記者を派遣
日常生活用具給付事業	重度の障害がある方に、自立支援用具など日常生活用具を給付、貸与

○利用の手続き

サービス利用の事前手続きとして、支給決定の申請をしてください。障害支援区分（心身の状況をあらわす）の認定を行ったのち、ご希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを判断材料として、実際にご利用いただけるサービスの内容や支給量を決定いたします。なお、支給決定を受けられた方には、「福祉サービス受給者証」をお渡しします。サービス利用時には必要となりますので、大切に保管してください。

ひとり親家庭の福祉

こども福祉課	☎443-2055

各行政サービスセンターこども福祉係

大沢野	☎467-5830	大　山	☎483-2594
八　尾	☎455-2461	婦　中	☎465-2125

■相談

女性相談支援員やひとり親アテンダント、母子・父子自立支援員が相談に応じています。

■母子家庭等就業・自立支援センター

富山県・富山市母子家庭等就業・自立支援センター
安住町5−21　サンシップとやま3階　☎432-4210

就業相談、就業支援講習・就業情報の提供など就業支援を行っています。

■母子家庭等自立支援給付金

●自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講するとき、受講費用の一部を助成します。

助成金額：受講費用の6割
上限20万円(一部40万円×年数)、下限1万2千円

●高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格の取得を促進するため、6か月以上養成機関で受講する場合、「高等職業訓練促進（継続）給付金」及び「高等職業訓練修了支援（特別）給付金」を支給します。

対象資格：看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、製菓衛生師等

- 母子家庭等高等職業訓練促進（継続）給付金
  養成機関で修業する期間中の生活費を支給。
  市民税非課税世帯：月額100,000円
  市民税課税世帯　：月額 70,500円
  ※最終1年間のみ40,000円増額して支給。
- 高等職業訓練修了支援（特別）給付金
  養成機関におけるカリキュラム修了後に支給。
  市民税非課税世帯：50,000円
  市民税課税世帯　：25,000円

■ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等（母子・父子）で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を監護する父・母又は養育者とその児童（0歳児は除く）が医療機関に通院または入院したときに医療機関に支払う医療費（保険診療自己負担分）を助成します。ただし、所得制限があります。

■母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方に資金の貸付をします。

● 住宅資金　● 転宅資金　● 就学支度資金
● 修学資金　● 結婚資金（子の結婚）等

■福祉金・手当

●児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども又は、20歳未満で心身におおむね中度以上の障害のある子どもを監護するひとり親家庭もしくは養育者に対し、児童扶養手当を支給します。
※支給要件や所得制限などがあります。

○通勤定期割引制度（JR・あいの風とやま鉄道㈱）

児童扶養手当受給世帯の方は通勤定期代が3割引になります。

申請に必要なもの：購入者の写真（縦2.5cm×横2.5cm、6か月以内に撮影のもの）、児童扶養手当証書

●交通遺児福祉金

危機管理課	☎443-2052

交通事故により生計を維持していた親を亡くした未就学児、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に在学する遺児の保護者に対し、交通遺児福祉金を支給します。

●犯罪被害者等奨学資金給付制度

危機管理課	☎443-2052

犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族又は重傷病を負った方若しくはその家族のうち、富山県内の大学、短大、専門学校等に進学する方に対し、奨学資金を給付します。

こども福祉課	☎443-2055

■ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成

富山市ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。

対　象：児童扶養手当受給資格者又はひとり親家庭等医療費受給資格者
（※いずれも、所得制限による非該当者含む。）

助成額：自己負担額の8割（ただし、年間2万円を限度）

■ひとり親家庭病児保育利用料助成

病児保育を利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。

対　象：児童扶養手当受給資格者又はひとり親家庭等医療費受給資格者
（※いずれも、所得制限による非該当者含む。）

助成額：自己負担額の5割
（ただし、利用一回につき1,000円を限度）

■ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の中学生及び高校生に対し、学習支援を行います。
また、学習支援事業に登録している受験生に対し、受験料や模試費用を助成します。

対　象：富山市内在住のひとり親家庭の中学生及び高校生
（※所得制限あり）

■ひとり親家庭奨学資金給付・貸付

大学等に進学するひとり親家庭の子どもに対し、奨学資金を給付・貸付します。

対　象：大学等に進学する児童扶養手当受給資格者の子又はひとり親家庭等医療費受給資格者の子（※いずれも、所得が児童扶養手当の全部支給額の範囲内の者の子）

給付・貸付額：入学奨学資金　10万円以内（初回のみ）
学費奨学資金　年額17万円以内（修業年限）

【給付】看護師、保育士等国家資格等を目指す場合に限る
【貸付】卒業後5年間、市内企業で正社員として勤務した場合は、返還を全額免除

■ひとり親アテンダント
様々な支援の情報提供、手続きの付き添い等、一人ひとりに寄り添ったサポートを行います。

■ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援
ひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験合格のために受講する講座費用の一部を助成します。
助成金額：（通信制の場合）上限15万円
（通学制の場合）上限30万円

■養育費等に関する公正証書等作成支援
ひとり親家庭の子どもが経済的・精神的に安定した生活を送ることができるよう、養育費等の取り決めに係る公正証書等の作成費用を助成します。
助成金額：上限3万円

■放課後児童健全育成ひとり親家庭支援事業
こども支援課 ☎443-2204

放課後児童クラブを利用するひとり親家庭を支援するため、7月及び8月の1～6年生の利用料を助成します。
対　象：児童扶養手当受給資格者又はひとり親家庭等医療費受給資格者
助成金：7月の利用料一人あたり3,000円
8月の利用料一人あたり5,000円

■ひとり親家庭等家賃助成
住宅政策課 ☎443-2112

ひとり親家庭等が「まちなか」「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外から、「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の民間賃貸住宅へ、転入・転居した場合に補助します。
対　象：児童扶養手当受給資格者の認定を受けている者
ひとり親家庭等医療費助成条例による認定を受けている者
（※支給要件や所得制限などがあります）
補助額：上限1万円／月（1年ごとに支給で3年間を限度とする。）
※「まちなか」の民間賃貸住宅へ転入・転居する場合にも補助します。

生活に困ったとき

■生活保護と法外援護
生活支援課 ☎443-2057
各行政サービスセンター地域福祉係

●生活保護
生活に困っている方に対し、最低限度の生活を保障し、一日も早く自立できるよう援助や指導を行っています。

生活扶助	衣食など日常生活に必要な費用
住宅扶助	家賃や家屋の補修に必要な費用
教育扶助	義務教育に伴う必要な学用品、給食費などの費用
介護扶助	介護に必要な費用
医療扶助	病気やケガの治療に必要な費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	仕事を始めたり、仕事を覚えるために必要な費用
葬祭扶助	葬祭のために必要な費用

＊扶助を受けるには要件がありますので、詳しくは生活支援課へご相談ください。

●法外援護
生活保護制度とは別に、富山市独自で行う法外援護制度があります。

生活援護など	生活保護が適用されない場合に、生活保護法に定める最低生活費の20%増の額に満たない方を援助する制度。生活援護・医療援護など

■勤労者小口融資
●北陸労働金庫
富山支店 ： 本町4－14　☎432-9911

勤労者が日常生活において必要な資金を、低金利でお貸ししています。
貸付対象者：18歳以上で、引き続き2年以上富山市に居住し、かつ、同一事業所に2年以上勤務している方。
貸付限度額：50万円以内　**貸付期間：**3年以内　**貸付金利：**年2.4%

■生活福祉資金
富山市社会福祉協議会　今泉83－1　☎422-3414
大沢野細入支所　☎467-1294　大山支所　☎483-4111
八尾山田支所　☎454-2390　婦中支所　☎469-0775

低所得者、障害者、高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにする制度です。

●貸付資金一覧表

資金種類		限度額
総合支援資金	生活支援費 ※最長1年間の生活費	2人以上：月20万円以内 単　身：月15万円以内
	住宅入居費 ※敷金、礼金など	40万円以内
	一時生活再建費 ※一時的な需要に対応	60万円以内
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定
	緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
教育支援資金	教育支援費	月65,000円以内
	就学支度金	50万円以内

＊詳しい貸し付け条件についてはお問い合わせください。
＊貸付に当たっては社会福祉協議会の審査があります。

■生活困窮者自立支援事業
富山市社会福祉協議会 ： 今泉83-1　☎422-3414

生活にお困りの方の自立を支援するため、社会福祉協議会の「総合相談窓口」において、次の内容で相談支援を行っています。

●自立相談支援事業
専門の支援員が相談を受けて自立に向けた具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら支援します。

●住居確保給付金
離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額の支給を行います（支給要件あり）。

●家計改善支援事業
家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、自ら家計管理ができるよう支援します。

■犯罪被害者等支援金支給制度
危機管理課 ☎443-2052

犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族又は重傷病を負った方を対象に当座の資金を助成します。

遺族支援金	30万円
重傷病者支援金（療養に1月以上の期間を要する傷病又は疾病）	10万円

健康管理・病気治療

保健所地域健康課	☎428-1153
保健所保健予防課	☎428-1152

各保健福祉センター

中央	☎422-1172	大山	☎483-1727
南	☎428-1156	八尾	☎455-2474
北	☎426-0050	西	☎469-0770
大沢野	☎467-5812		

■健康手帳の交付

40歳以上の方を対象に交付します。40歳からの各種がん検診や特定健康診査などを受けるとき、また健康教室などに参加したり、健康相談を受ける際に検診結果などを記録しますので必ずお持ちください。

■健康診査

受診期間は5月から12月までです。

●対象者

国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の被扶養者など。

受診券は個別に送付していますが、新たに対象となられた方は保健所地域健康課へお問い合わせください。

●検診項目

検診種類	対象年齢	内容	受診先
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血反応検査（2日法）	指定医療機関
胃がん検診	40歳以上の方 （内視鏡は50歳以上）	胃透視（バリウム）検査：1年に1回 内視鏡（胃カメラ）検査：2年に1回	指定医療機関または集団検診会場 （胃カメラは指定医療機関のみ）
肺がん検診	40歳以上の方	胸部X線撮影	指定医療機関または集団検診会場
前立腺がん検診	今年度50・55・60・65歳の男性	血液検査（前立腺特異抗原検査） ※特定健診等と同時受診	指定医療機関
子宮がん検診 （2年に1回受診）	20歳以上の女性	子宮頸部の細胞診、必要時に子宮体部の細胞診	指定医療機関または集団検診会場
乳がん検診 （2年に1回受診）	40歳以上の女性	マンモグラフィ検査または超音波検査	指定医療機関または集団検診会場 （超音波検査は指定医療機関のみ）
歯周病検診・ 口腔がん検診	今年度40・50・60・70歳の方	口腔内検査、視触診、ブラッシング指導	指定歯科医療機関
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に受診していない方	血液検査（B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査） ※特定健診等と同時受診	指定医療機関
緑内障検診	今年度45・50・55歳の方	眼圧測定、細隙灯顕微鏡検査、視神経乳頭検査、眼底検査	指定医療機関
骨粗しょう症検診	今年度40・50歳の女性	骨密度測定、医師による診断及び指導	指定医療機関

■健康教育・健康相談・訪問指導

項目		電話番号・実施場所	日時	内容
電話相談	ハートSOSダイヤル	428-2033	平日 8:30～17:15	不安や悩みの相談
電話相談	健康相談	保健所・保健福祉センター		生活習慣病や栄養、口腔ケアの相談
訪問指導		保健所・保健福祉センター	随時	保健師等が訪問し、病気の相談・日常生活の改善についての相談
総合健康相談		地区センター・公民館	－	健康づくりや病気の相談、介護の相談
生活習慣病予防教室		保健福祉センター ※お問い合わせは 保健所地域健康課 428-1153まで	1コース5回 （3会場で実施） （予約必要）	生活習慣病予防に関する生活習慣や食生活に関する講義、個別相談
難病等療養相談		保健所・保健福祉センター	－	難病等で在宅療養中の方と家族の相談
心の健康づくり講座		保健所保健予防課	－	心の健康づくりについての講座
精神保健家族教室		保健所保健予防課	1コース3回程度 （予約必要）	うつ病の家族教室
精神保健福祉相談（精神科医師） 10代20代30代のための心の相談（精神科医師）		保健所保健予防課・ 中央保健福祉センター	月2回程度 （予約必要）	メンタルヘルスやひきこもり、自殺に関する相談 精神科受診の相談など
こころのケア相談 （臨床心理士）		保健所保健予防課	月1回程度 （予約必要）	自分自身や家族・友人に関する心の悩みや不安に関する相談
若年層のこころの出張相談会（心理士等）		富山市内	月2回程度 （予約必要）	10代～30代の方の心の悩みや不安に関する相談
ひきこもり相談会		保健所保健予防課 428-1152	年6回程度（予約必要）	ひきこもりの方と家族の相談
アルコール問題を考えるセミナー			年2回（予約必要）	お酒と健康について考えます
依存症を理解するセミナー			年1回（予約必要）	講義や体験談を通して、アルコール、薬物、ギャンブル依存について考えます

項目	電話番号・実施場所	日時	内容
精神障害者活動支援事業（ひだまりサロン）	中央・北保健福祉センター、保健所保健予防課 ※お問い合わせは保健所保健予防課428-1152まで	月2回程度	心の病気やストレスを抱えた方が気軽に参加し、ゆったりとした時間を過ごします
遺伝相談	保健所保健予防課 428-1152	平日 8:30~17:15	遺伝性疾患の相談
エイズ相談、HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒検査		毎週火曜 9:00~11:00	エイズ相談、HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒検査（原則無料）
HIV抗体迅速検査		毎月第3木曜 9:00~11:00(予約必要)	HIV抗体迅速検査
肝炎ウイルス相談・検査		毎週火曜 9:00~11:00(予約必要)	B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査 ※保健所または市内契約医療機関で受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

＊詳しい日程などは、市ホームページをご確認ください。

■成人の定期予防接種

保健所保健予防課 ☎428-1152

市内に住所がある方で定期の予防接種対象者に、接種券を個別通知します。

予防接種	インフルエンザ	新型コロナウイルス	肺炎球菌感染症	帯状疱疹
対象者	・65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で、身体障害者手帳1級の交付を受けている方		①65歳の方 ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で、身体障害者手帳1級の交付を受けている方 ※過去に任意接種で、肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、医師が再接種を必要と判断した場合、定期接種の対象年齢であれば公費の対象として接種を受けることができます。	①令和8年度に65歳となる方 ②令和8年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方 ③60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で、身体障害者手帳1級の交付を受けている方
期間	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで		①の方：66歳の誕生日の前日まで ②の方：65歳の誕生日の前日まで	対象者①・②の方：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 対象者③の方：65歳の誕生日の前日まで
費用	生活保護を受けている方、住民税非課税世帯の方は無料 上記以外の方は インフルエンザ 1,700円 新型コロナウイルス：6,400円		生活保護を受けている方は無料 上記以外の方は4,200円	生活保護を受けている方は無料 上記以外の方 生ワクチン：1回3,000円 不活化ワクチン：1回8,000円 （2回接種）
場所	指定の医療機関（予防接種券に同封の実施医療機関名簿をご覧ください）			
回数	1回			生ワクチン1回 不活化ワクチン2回

■風しん第５期予防接種

対象者には、クーポン券を送付しています。

内　容：風しん第5期予防接種

対　象：1962年(昭和37年)4月2日～1979年（昭和54年)4月1日生まれの男性で令和7年3月末までにクーポン券を利用して抗体検査を受け、風しんの抗体が不十分だった方

期　限：令和9年3月31日まで

費　用：無料(富山市が発行するクーポン券を持参)

■帯状疱疹予防接種費用助成

助成を希望される方は、実施医療機関に予約及び申請してください。

対　象：接種日時点で富山市在住の50歳以上の方
※定期接種の対象となる方、すでに定期接種及び本事業にて予防接種を受けた方を除く

期　間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

助成内容

ワクチンの種類	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	1回	2回
助成金額	4,000円/回	10,000円/回
助成回数	上限1回	上限2回

■心の健康づくりについて

保健所保健予防課 ☎428-1152

心の健康に関する悩みや不安について、保健師などの専門職による相談や、必要に応じて精神科医師による相談を行っています。また、悩んでいる人に気づき、見守りながら必要な支援につなぐ「ゲートキーパー」の養成研修の開催や、心の健康づくりに関する普及啓発のための講演会を開催しています。

■石綿(アスベスト)による健康被害救済給付

石綿による中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚を発症されている方、および当該疾病に起因して死亡された方のご遺族で、労災補償などの対象とならない場合は、石綿健康被害救済制度による救済給付（医療費、特別遺族弔慰金など）を受けることができます。

区分	給付内容
現在療養中の方	医療費・療養手当
当該疾病で亡くなられた方の遺族等	葬祭料・救済給付調整金
法施行（平成18年3月27日）前に亡くなられた方の遺族	特別遺族弔慰金 特別葬祭料
法施行以後に認定申請せずに亡くなられた方の遺族	

＊特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限は、亡くなられた翌日から25年以内です。亡くなられた時期により期限が変わる場合があります。

■難病医療費助成制度

保健所保健予防課 ☎428-1152

各保健福祉センター

原因不明で治療法が確立していない難病のうち、国が定める指定難病の治療に係る医療費の一部を助成する制度の申請を窓口で受け付けています。

■肝炎治療費助成

B型・C型ウイルス性肝炎患者に対するインターフェロン治療・インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療の医療費（保険適用）の一部を公費で助成する富山県制度の申請を窓口で受け付けています。市民税課税額に応じて自己負担があります。

■市民病院を利用するとき

富山市民病院 今泉北部町2−1 ☎422-1112

●診療科目一覧

内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、内分泌代謝内科、血液内科、腎臓内科、内視鏡内科、透析内科、腫瘍内科、感染症内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器・血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、歯科口腔外科、麻酔科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、病理診断科、救急科

●初診のとき

初めて受診される方は、紹介状をお持ちください。8:30から受付いたします。なお、紹介状をお持ちでない方は、初診料に加えて非紹介患者加算料のご負担が必要となります。

●休診日

毎週土曜・日曜、祝日および12月29日～1月3日

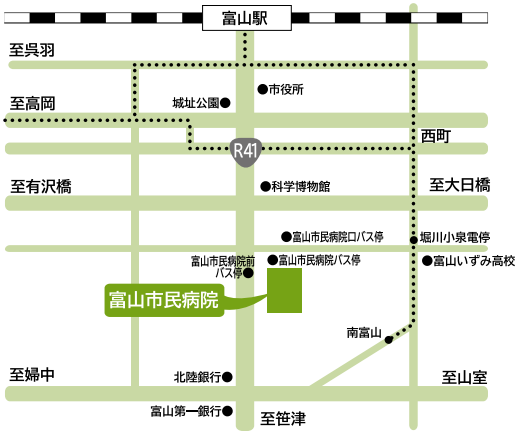
●人間ドック・健康診断

人間ドック・健康診断は予約が必要です。電話で健診センターへお申し込みください。
予約受付は、10：00から16：30までとなっています。☎422-0726

●時間外の受診

診療時間外（土・日・祝日や夜間）に緊急に治療が必要で、診察などの相談がある場合は事前に、☎422-1112へおかけください。

●アクセス地図



バス	JR富山駅北口（3番乗り場）→富山市民病院、富山市民病院口下車
	JR富山駅南口（5番乗り場）→富山市民病院前、富山市民病院、富山市民病院口下車
市内電車	堀川小泉電停下車　徒歩約10分
タクシー	JR富山駅から約15分

■まちなか病院を利用するとき

富山まちなか病院 鹿島町二丁目2-29 ☎423-7727

●診療科目一覧

内科、外科、整形外科、婦人科、眼科

●初診のとき

予約診療は行っておりませんが、整形外科、婦人科、眼科についてはお問い合わせください。
なお、紹介状がなくても非紹介患者加算料はいただきません。お気軽に受診してください。

●初診受付時間

8:30から11:30
13:00から16:00

・整形外科は、第1～4火曜・第1・3水曜・毎週金曜の午後のみ
・婦人科は、毎週金曜の午前のみ
・眼科は、毎週月曜・水曜・金曜の午後のみ（14:00から）
・外科の午後の診察は、急な手術で休診となることがありますので、事前にご確認ください。

●休診日

毎週土曜・日曜、祝日および12月29日～1月3日

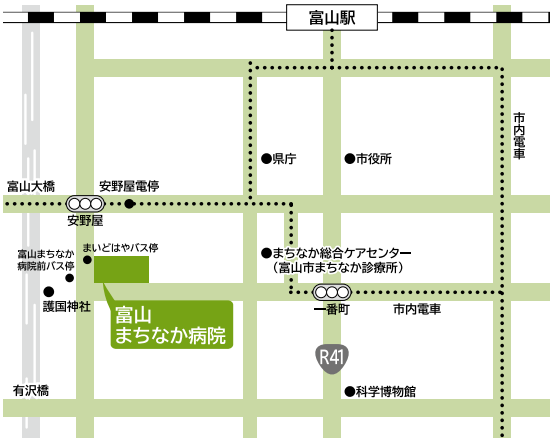
●人間ドック・健康診断

人間ドック・健康診断は予約が必要です。電話またはWeb（人間ドックのみ）でご予約ください。
電話での予約受付は、8:30から17:15までとなっています。
電話423-7804（人間ドック・健康診断予約専用）

●人間ドックのWeb予約

24時間予約可能、問診票の事前Web入力も可能です。※一部対象外あり

●アクセス地図



コミュニティバス「まいどはや」	JR富山駅（CiC前）＜西ルート＞護国神社・富山まちなか病院前下車
市内バス	JR富山駅南口（8番乗り場）＜富山まちなか病院行＞富山まちなか病院前下車
市内電車	JR富山駅＜富山大学前行＞安野屋下車　徒歩約5分
タクシー	JR富山駅　乗車1.7Km[所要時間約10分]

■富山市まちなか診療所を利用するとき

富山市まちなか診療所 総曲輪四丁目4-8 ☎461-3619

富山市まちなか診療所は、病気や障害のため、通院による療養が困難な方を対象とした訪問診療のみを行う診療所です。（外来は行っていません。）

地域の医療、介護、福祉等の様々な職種の方々と連携しながら、在宅療養を支援しており、定期訪問している方へ24時間365日対応できる体制を整えています。

訪問診療をご希望の方は医療介護連携室へご相談ください。

〔問い合わせ〕医療介護連携室　☎461-3618